

令和7年度豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の成果について

1 令和7年度の成果

- ・いじめを発生させないためには、未然防止が重要であると共通理解を図った。
- ・いじめ問題対策委員の丸山先生を講師として、「よりよい人間関係づくり」について生活指導主任を対象とした研修会を実施した。

2 令和7年度 第5回生活指導主任研修

(1) 日時

令和8年1月13日（火） 14：30～16：00

(2) 会場

教育センター 第1研修室

(3) 内容

- ①講話「よりよい人間関係づくりについて」
講師：ガイダンスカウンセラー 丸山 里奈 様
- ②区内三警察より情報提供
- ③事務連絡

(4) 受講記録より

課題	取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・児童同士は同メンバーによる行動が多く、自己主張の強さと他者理解の不足が目立つ。 ・教員と保護者で情報共有が一方通行になりやすく、感情的なずれが生じやすい。 ・全教職員での共通理解を軸とした組織的な取り組みができていない時がある。 ・SNSトラブルへの指導體制が不足している。 ・相手の立場を尊重する伝え方の徹底が不十分である。 ・校内でのグループエンカウンター、アサーション・トレーニングが展開不足である。 ・実態把握のための取り組みの継続性が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ち（うれしい・悲しい・困ったなど）を伝える活動 ・行事（運動会・合唱祭・発表会等）で、他者の良さを認め合う機会を設定 ・保護者懇親会でのアサーション・トレーニング導入を提案 ・学年担任、生活指導主任、管理職が情報共有を行って支援体制を整備 ・生活指導全体会・夕会・保護者会・個人面談で学校の方針を説明 ・セーフティ教室・SNSルールの見直し ・研修資料を全教員へ配布、グループワークを実施して来年度へ引き継ぎ ・「気付き発見メモ」を職員室に設置して活用

(1) アサーティブに生きる…アサーション・トレーニング等

① IメッセージとYOUメッセージの特徴

演習：下記を分類できますか？

「ひとの話はちゃんと聞きなさい」「静かにしていただけませんか」

「わかってもらえないのが辛いなあ」「気をつけていただきたい」

② DESC法の効果 ←生活指導に有効

D (Describe)

E (Express)

S (Suggest, Specify)

C (Choose)

③ SOSの発信とキャッチの重要性

発信できるための安心の場とは？

キャッチしたあとの対応で気をつけることは？

(2) ロールプレイ効果 (体験から応用が利くようになる)

ありがちなトラブル：事情徴収でAさんとBさんと言っていることが違う！

感情的な保護者への対応

演習： Aさんの保護者から、子どもがいじめられているという電話がきた。Aさんのものがよく紛失するという。「Bさんが物をとっているようです。いつもなくなったときBさんが一緒にいたし、嫌がらせは前からです」

教員Xのとした対応：

事情確認をしっかり行いたいので、間違いがないように何日も時間をかける。結果が出るまで不公平にならないように配慮し、明確なことが分かるまでは保護者に連絡はしない。事実確認はすぐにはできないが、物が紛失したのはAさんの注意散漫な気質にもあるので、ひとまず保護者に「実はAさんは提出物も忘れていたり、よく遅れたりするので、この際、気をつけていくようにご家庭でもよろしく願います」と伝えた。

問) 上記の教員Xの対応の良い点、悪い点は？

(3) 人間関係づくりに役立つエクササイズ (構成的グループエンカウンターより)

*学級づくり (子ども) や職場 (大人) でも使えます)

豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会について

1 法的根拠

教育委員会としていじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(いじめ防止対策推進法第14条③)

2 目的

対策委員会はいじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(豊島区いじめ防止対策推進条例第11条2)

3 経緯

平成25年 いじめ防止対策推進法
平成26年 東京都いじめ防止対策推進条例・基本方針

平成26年10月 策定
豊島区いじめ防止対策推進条例
豊島区いじめ法事対策推進基本方針

『豊島区いじめ防止対策推進条例 第11条』
いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として「**豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会**」を置く。

【委員】10人以内をもって組織

- (1) 学識経験者 (2) 小・中学校長代表 (3) 保護者代表 (4) 区民
(5) 豊島区子どもの権利に関する条例(平成18年豊島区条例第29号)
第22条 第1項に規定する豊島区子どもの権利擁護委員

【任期】2年

豊島区いじめ調査委員会について

1 豊島区いじめ調査委員会

令和元年10月の豊島区いじめ防止対策推進条例の改正に基づき、いじめの重大事態の発生に備え、いじめに関する調査を行う委員会を教育委員会に置いている。会議の招集は委員長が行う。

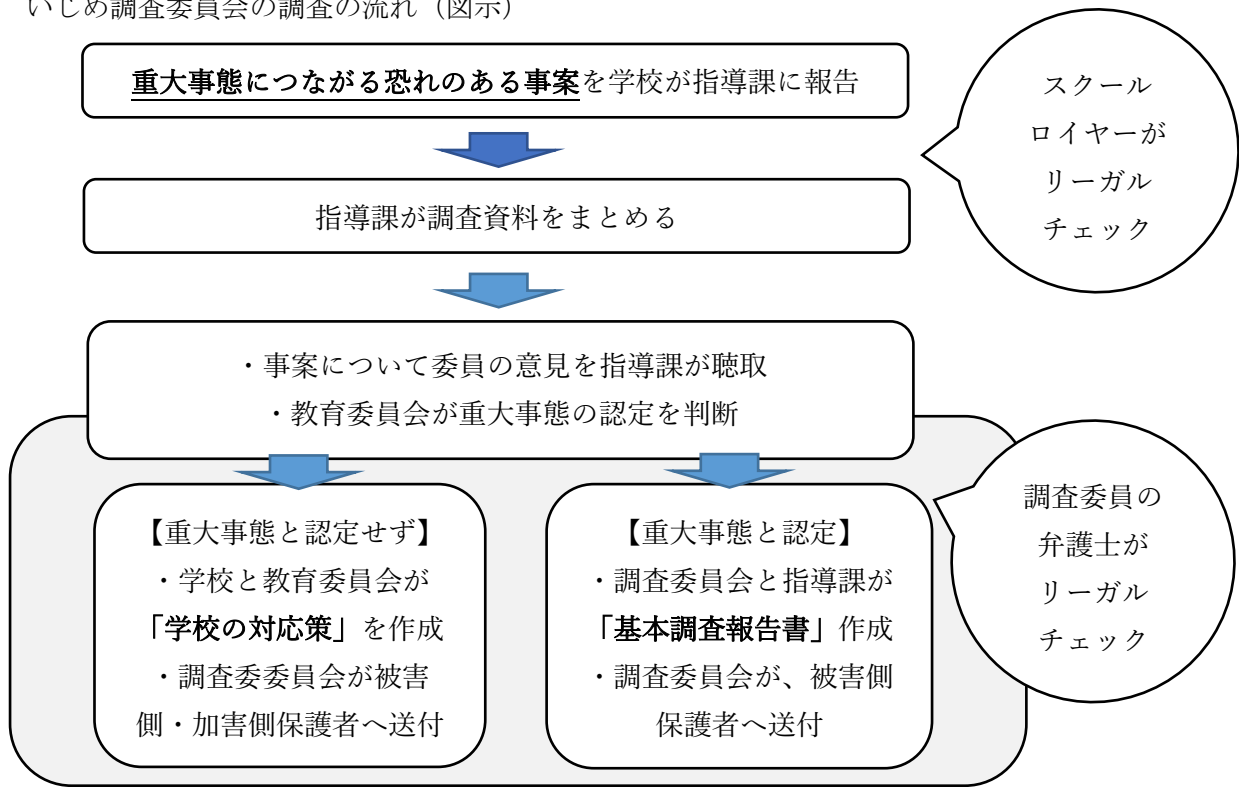
(1) 令和6・7年度豊島区いじめ調査委員会 委員

委員名	経歴等
[学識] (委員長) 常盤 隆	公益社団法人日本教育会 専務理事、元東京都中学校長会 会長
[弁護士] 星野 泰志	さいたま弁護士会法教育委員会、法と教育学会 所属
[心理] 石川 悦子	こども教育宝仙大学 教授
[医療] 小平 雅基	愛育クリニック 部長 (精神科・医学博士)

(2) これまでの調査方法の改善及び今後の調査の流れ

		令和5年度まで	→	令和6年度から
調査委員の構成 10名以内、任期2年		<ul style="list-style-type: none"> 学識 (弁護士・大学教授) 弁護士・心理・医療 計5名 		<ul style="list-style-type: none"> 学識 (元校長) 弁護士・心理・医療 計4名
1	重大事態案件の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校からの報告に基づき、教育委員会が「いじめ問題緊急対策本部」設置 ◎教育委員会が重大事態として判断した場合、調査委員会に調査を依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ◎学校が指導課へ重大事態に発展する恐れのある案件を報告 ◎指導課が資料をまとめ、調査委員の意見を聴取 ◎教育委員会が重大事態を判断、教育委員会内に「いじめ問題緊急対策本部」設置
2	いじめ調査	<ul style="list-style-type: none"> ◎調査委員会が独自調査を行い、調査報告書を作成 		<ul style="list-style-type: none"> 【重大事態と認定】 ◎調査委員会が「基本調査報告書」を作成 【重大事態と認定せず】 ◎学校と教育委員会が「学校の対応策」を作成、調査委員会に提出
3	調査報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎調査委員会が教育長に報告 ◎教育委員会が当該児童生徒の保護者へ報告、説明 		<ul style="list-style-type: none"> 【重大事態と認定】 ◎調査委員会が「基本調査報告書」を当該児童生徒保護者へ送付 【重大事態と認定せず】 ◎調査委員会が「学校の対応策」を当該児童生徒保護者へ送付

2 いじめ調査委員会の調査の流れ（図示）



※学校からの報告の段階から随時区長、議会へ教育委員会より報告